

# 上山市議会会議録

第484回臨時会

(平成30年4月23日)

平成30年4月23日（月曜日） 午前10時 開会

---

## 議事日程第1号

平成30年4月23日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 諸般の報告  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 会期決定  
日程第 4 議第35号 上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
日程第 5 議第34号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）  
日程第 6 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について  
日程第 7 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について  
(閉 会)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

---

### 出 欠 席 議 員 氏 名

#### 出席議員（14人）

|     |     |      |    |     |     |     |    |
|-----|-----|------|----|-----|-----|-----|----|
| 1番  | 守 岡 | 等    | 議員 | 2番  | 井 上 | 学   | 議員 |
| 3番  | 中 川 | とみ子  | 議員 | 4番  | 高 橋 | 恒 男 | 議員 |
| 5番  | 谷 江 | 正 照  | 議員 | 6番  | 佐 藤 | 光 義 | 議員 |
| 7番  | 枝 松 | 直 樹  | 議員 | 8番  | 浦 山 | 文 一 | 議員 |
| 9番  | 坂 本 | 幸 一  | 議員 | 10番 | 大 沢 | 芳 朋 | 議員 |
| 11番 | 川 崎 | 朋 巳  | 議員 | 12番 | 棚 井 | 裕 一 | 議員 |
| 14番 | 長 澤 | 長右衛門 | 議員 | 15番 | 高 橋 | 義 明 | 議員 |

#### 欠席議員（1人）

13番 尾 形 みち子 議員

説明のため出席した者

|           |                                  |         |                                |
|-----------|----------------------------------|---------|--------------------------------|
| 横 戸 長 兵 衛 | 市 長                              | 塚 田 哲 也 | 副 市 長                          |
| 金 沢 直 之   | 庶 務 課 長<br>(併)選挙管理委員会<br>事 務 局 長 | 富 士 英 樹 | 市 政 戦 略 課 長                    |
| 平 吹 義 浩   | 財 政 課 長                          | 舟 越 信 弘 | 税 務 課 長                        |
| 土 屋 光 博   | 市 民 生 活 課 長                      | 鈴 木 直 美 | 健 康 推 進 課 長                    |
| 鏡 裕 一     | 福 祉 事 務 所 長                      | 鈴 木 英 夫 | 商 工 課 長                        |
| 尾 形 俊 幸   | 観 光 課 長                          | 前 田 豊 孝 | 農 林 課 長<br>(併)農業委員会<br>事 務 局 長 |
| 藤 田 大 輔   | 農 業 夢 づ くり 課 長                   | 近 埜 伸 二 | 建 設 課 長                        |
| 秋 葉 和 浩   | 上 下 水 道 課 長                      | 武 田 浩   | 会 計 管 理 者<br>(兼)会 計 課 長        |
| 佐 藤 浩 章   | 消 防 長                            | 古 山 茂 満 | 教 育 委 員 会 長<br>教 育 委 員 会 長     |
| 大 沼 和 之   | 教 育 委 員 会 幹<br>管 理 課 副 主 幹       | 遠 藤 靖   | 教 育 委 員 会 長<br>学 校 教 育 課 長     |
| 齋 藤 智 子   | 教 育 委 員 会 長<br>教 生 涯 学 習 課 長     | 高 橋 秀 典 | 教 育 委 員 会 長<br>ス ポ ー ツ 振 興 課 長 |
| 板 垣 郁 子   | 選 挙 管 理 委 員 会 長<br>選 委 員         | 花 谷 和 男 | 農 業 委 員 会 長<br>農 会             |
| 大 和 啓     | 監 査 委 員                          | 渡 辺 る み | 監 事 査 務 局 員 長                  |

事務局職員出席者

|         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 佐 藤 毅   | 事 務 局 長 | 鈴 木 淳 一 | 副 主 幹 |
| 渡 邊 高 範 | 主 査     | 後 藤 彩 夏 | 主 任   |

開 会

した第484回臨時会をただいまから開会いたします。

○高橋義明議長 去る4月16日告示になります

## 開 議

○高橋義明議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第1号によって進めます。

初めに、今期臨時会の運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長大沢芳朋議員。

〔大沢芳朋議会運営委員長 登壇〕

○大沢芳朋議会運営委員長 おはようございます。

去る4月18日、議会運営委員会を開き、今期臨時会の日程について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、会期であります。提出議案等を勘案した結果、本日1日とすることにいたしました。

次に、議事日程第1号について申し上げます。

提出されております議案は条例議案1件、予算議案1件ですが、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することにいたし、最後に専決処分の報告2件を一括して受け、本日は以上をもって閉会することにいたしました。

なお、会期日程及び議事日程の詳細は、各位のお手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をお願い申し上げ、以上で報告を終わります。

### 日程第1 諸般の報告

○高橋義明議長 日程第1、諸般の報告ですが、事務局長より報告いたします。

事務局長。

〔佐藤 毅事務局長 登壇〕

○佐藤 毅事務局長 諸般の報告を申し上げます。

第1、招集告示について

去る4月16日、上山市告示第77号によって、平成30年4月23日、上山市議会第484回臨時会を招集する旨、告示されました。

第2、出席要求について

平成30年4月16日、議第23号をもって地方自治法第121条の規定により、市長ほか各関係機関に第484回臨時会に出席するよう要求いたしました。

これに対し、各関係機関より回報を受領しております。

第3、会議出欠議員数について

議 員 定 数 15人

現在出席議員数 14人

以上で報告を終わります。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○高橋義明議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において

6番 佐藤 光 義 議員

8番 浦 山 文 一 議員

10番 大 沢 芳 朋 議員

を指名いたします。

### 日程第3 会期決定

○高橋義明議長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~

#### 日程第4 議第35号 上山市市税 条例等の一部を改正する 条例の制定について

○高橋義明議長 日程第4、議第35号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第35号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものであります。

その主な改正内容は、個人市民税におきましては、個人所得課税の見直しがなされ、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振りかえに伴い、非課税措置や基礎控除について見直しを行うものであります。

固定資産税等におきましては、納税者の税負担の均衡化・適正化を図るための宅地等に対する負担調整の仕組みを3年間継続し、新たにバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る

固定資産税・都市計画税を減額するとともに、再生可能エネルギー発電設備に係るわがまち特例の見直しを行うものであります。

市たばこ税におきましては、たばこ税の税率を3段階で引き上げるとともに、加熱式たばこに係る課税方式を見直し、5年間で段階的に実施するほか、手持品課税等を行うものであります。

国民健康保険税におきましては、医療給付費基礎課税額の限度額を引き上げるとともに、軽減判定所得の算定額を拡大するものであり、そのほか地方税法等の一部改正に伴い必要な条文の整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては税務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋義明議長 税務課長。

〔舟越信弘税務課長 登壇〕

○舟越信弘税務課長 命によりまして、議第35号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の措置が講じられたことから改正するものであります。第1条として地方税法等の改正に伴う改正内容について規定し、第2条から第5条までは市たばこ税の税率等について段階的に移行することなどに伴う改正内容について規定し、第6条は平成27年5月開催の第459回臨時会で可決いただいた改正条例の施行日等を定めた改正附則の一部を改正するものであります。

それでは、議案と一緒に配付しております議第35号議案資料により、主な改正内容について御説明申し上げます。

初めに、個人市民税について御説明申し上げ

ます。

国において働き方の多様化を踏まえた個人所得課税の見直しがなされ、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げることとされました。このことに伴い、個人市民税についても次のとおり見直しを行うものです。

1の非課税措置の見直しにつきましては、(1)障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件を125万円以下から135万円以下に引き上げるとともに、(2)個人市民税の均等割及び所得税割の非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げるものです。

2の基礎控除の見直しにつきましては、所得控除及び調整控除に2,500万円の所得要件を創設するものであります。

これらの改正は、平成33年度分以降の個人市民税について適用されます。

次に、固定資産税等について御説明申し上げます。

1の固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税に係る宅地等に対する負担調整措置の期間延長につきましては、急激な税負担の増加を抑制し、税負担の均衡化、適正化を図るため負担水準が講じられている調整措置について現行から3年延長し、平成30年度から平成32年度までとするものであります。

2のバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税・都市計画税の減額措置の創設につきましては、不特定多数の者が利用する劇場や音楽堂等について、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間にバリアフリー法に基づく基準に適合させるよう改修工事を行った場合、固定資産税及び都市計画税の

3分の1に相当する金額を2年度分減額する措置を規定するものであります。

3の固定資産税のわがまち特例の見直しにつきましては、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について、課税標準額に乗じる割合を、太陽光及び風力発電については現行の3分の2から出力に応じて4分の3と3分の2に、水力、地熱及びバイオマス発電については現行2分の1から出力に応じて3分の2と2分の1に、それぞれ細分化して見直しを行った上で適用期間を2年延長するものであります。

2ページをお開きください。

次に、市たばこ税について御説明申し上げます。

1の税率を次のとおり3段階で引き上げにつきましては、市たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもので、税率は喫煙用の紙巻たばこ1,000本当たり現行の5,262円が平成30年10月1日で5,692円、平成32年10月1日で6,122円、平成33年10月1日で6,552円となります。

なお、第2段階、第3段階の分の引き上げについては、改正条例の第3条及び第4条で規定いたします。

2の加熱式たばこの課税方式の見直しにつきましては、加熱式たばこは喫煙用の製造たばこの区分として現在パイプたばこに分類されておりますが、新たに加熱式たばこの区分を創設します。

(2)課税方式の見直しについては、現行の紙巻たばこの本数への換算方法では、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税されておりますが、加熱式たばこは製品重量が軽いことから、紙巻たばこと比べて税負担が低くなっ

ておりました。改正後は、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方法とし、重量については0.4グラムをもって紙巻たばこ0.5本に換算し、価格については、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって加熱式たばこの小売価格を紙巻たばこ0.5本に換算するものとし、ます。

この見直しについては平成30年10月1日から実施しますが、平成34年10月1日まで5年間かけて段階的に移行し、経過期間中の課税標準は、改正後の換算方法を5分の1ずつふやしていきます。

なお、第2段階から第5段階まで段階的に移行する分の規定につきましては、記載のとおり改正条例第2条から第5条において定めます。

3の手持品課税の実施につきましては、税率引き上げの施行日前に小売販売業者等が旧税率で課税された製造たばこを大量に買い置きし、税率引き上げ以降に新税率を適用した価格で消費者に販売することを防止するため、卸売業者等または小売販売業者に対し現在も行っている手持品課税を実施するものです。

3ページをごらんください。

4として、平成31年4月1日に予定されているゴールデンバット、わかば、しんせいなど6銘柄の旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げ（上山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）を、平成31年10月1日実施に延期するものです。

次に、国民健康保険税について御説明申し上げます。

1の課税限度額の引き上げにつきましては、国民健康保険制度の見直しに伴う改正により、基礎課税額の限度額を現行の54万円から58万円に引き上げるものであります。

2の減額措置に係る軽減判定所得の見直しによる軽減措置の拡充につきましては、低所得者に対する軽減措置のうち、今回は5割軽減、2割軽減の対象世帯について行われるもので、5割軽減では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乘すべき金額を27万円から27万5,000円に引き上げ、2割軽減では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の49万円から50万円に引き上げるものであります。

次に、その他の改正概要についてであります。地方税法等の法律等の改正に伴い、市税条例におけるその他の引用条項等の改正及び条項の整理を行うため改正するものであります。

続きまして、条例の改正要旨について御説明申し上げますので、議案書の1ページをお開き願います。

最初に、第10条の2、年当たりの割合の基礎となる日数及び第12条、市民税の納税義務者等については、地方税法等の改正に伴い引用条項の整理を行うほか、所要の規定の整理を行うものです。

次に、2ページをお開き願います。

第13条、個人の市民税の非課税の範囲については、第1項でさきに御説明申し上げました障害者等に対する非課税措置の前年の合計所得金額要件の引き上げを、第2項で均等割の非課税限度額を10万円引き上げるとともに、控除対象配偶者の規定の変更に伴う改正を行うものです。

第16条、均等割の税率については、地方税法の改正に伴い引用条項の整理を行うものであります。

3ページをごらんください。

第19条、所得控除及び第23条、調整控除については、さきに御説明申し上げました基礎控除額の見直しで2,500万円の所得要件を創設したことに伴い改正を行うものであります。

4ページから6ページをお開き願います。

第27条、市民税の申告については、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しなど地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

6ページから7ページをお開き願います。

第39条の3及び第39条の5については、地方税法の改正に伴い引用条項の整理を行うものであります。

8ページから10ページをごらんください。

第40条、法人の市民税の申告納付については、租税特別措置法の改正でいわゆる外国子会社合算課税の見直しに伴う引用条項等の整理を行うほか、11ページをごらんください。第10項から第12項については、地方税法改正に伴い、資本金が1億円以上の法人の法人市民税の申告書の電子申告が義務化されたことによる改正を行うものであります。

11ページから14ページをごらんください。

第41条の2、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、地方税法等の改正に伴い、延滞金の計算の基礎となる期間について規定を整備するものであります。

第43条については、地方税法の改正に伴う条項の整理を行うものであります。

15ページをごらん願います。

第81条、製造たばこの区分であります、さきに御説明申し上げました加熱式たばこの区分を創設するものです。

第82条の2、製造たばことみなす場合については、加熱式たばこの内容について記載し、

加熱式たばこを製造たばことみなすことについて規定したものであります。

16ページから19ページをお開き願います。

第83条、たばこ税の課税標準については、さきに御説明申し上げました加熱式たばこの課税方式の見直しとして、紙巻たばこへの換算方法などについて規定したものであります、平成30年10月1日施行の第1段階に係る改正であります。

19ページをごらんください。

第84条、たばこ税の税率については、さきに御説明申し上げましたたばこ税の税率の引き上げ3段階のうち、平成30年10月1日の第1段階の引き上げに伴う改正であります。

第85条、たばこの課税免除及び第87条、たばこ税の申告納付の手続については、引用条項の整理を行うものであります。

20ページから22ページをお開き願います。

第128条、保険税の課税額及び第132条、健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額については、さきに御説明申し上げました国民健康保険税の基礎課税額の限度額を引き上げる改正を行うほか、国民健康保険の県単位化に伴う適用条項の変更について改正を行うものです。

23ページをお開き願います。

第135条、保険税の減額、第135条の3、特例対象被保険者等に係る申告については、さきに御説明申し上げました国民健康保険税の軽減措置の拡充に伴う改正を行うほか、地方税法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

続きまして、条例附則について御説明申し上げますので、24ページ、25ページをお開き願います。

附則第2条の2、延滞金の割合等の特例及び附則第2条の3、納期限の延長に係る延滞金の

特例については、第40条、第41条の2の改正に伴い条項の整理を行うものです。

26ページをお開き願います。

附則第2条の4、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等については、さきに御説明申し上げました個人市民税の所得割の非課税限度額の引き上げに伴う改正を行うものであります。

26ページから30ページをごらんください。

附則第7条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、第12項において、さきに御説明申し上げましたバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う改正を行うほか、地方税法附則等の改正に伴い条項の整理を行うものであります。

30ページ、31ページをごらん願います。

附則第7条の3、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、さきに御説明申し上げました固定資産税のわがまち特例の見直しで、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例の見直しに伴う改正のほか、地方税法の改正に伴い条項等の整理を行うものです。

31ページから35ページをごらんください。

附則第8条、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、附則第8条の2、平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例及び附則第9条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例については、さきに御説明申し上げました固定資産税等の負担調整措置の期間が延長されることに伴い、見出し及び条文の改正を行うものであります。

次に、35ページ、36ページをごらんください。

附則第10条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例、附則第12条、特別土地保有税の課税の特例については、さきに御説明申し上げました固定資産税及び特別土地保有税の負担調整措置の期間が延長されることに伴い、見出し及び条文の改正を行うものであります。

36ページをごらんください。

附則第14条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については、租税特別措置法の改正に伴い条項の整理を行うものです。

37ページから40ページをごらんください。

附則第16条、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例及び附則第17条、農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例については、さきに御説明申し上げました都市計画税の負担調整措置の期間が延長されることに伴い、見出し及び条文の改正を行うものであります。

40ページをごらんください。

第17条の3、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、さきに御説明申し上げましたバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る都市計画税の減額措置を創設することに伴い、改正を行うものであります。

41ページをごらんください。

附則第18条の読みかえ規定については、地方税法の改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

次に、改正条例の第2条から第5条までであ

りますが、さきに御説明いたしました市たばこ税の税率の段階的な引き上げと加熱式たばこの課税方式の段階的な移行による改正等について規定するものであります。

初めに、第2条について御説明いたしますので、41ページをごらんください。

第83条、たばこ税の課税標準については、さきに御説明申し上げました加熱式たばこの紙巻たばこへの換算方法を5年間かけて段階的に移行する見直しのうち、第1段階から第2段階への改正について規定するものであります。

附則第7条の3、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、固定資産税のわがまち特例で企業主導型保育施設と緑地保全緑化推進法人の市民緑地について、地方税法附則の改正に伴い引用条項の整理を行うものです。

附則第18条の読みかえ規定については、地方税法附則の改正に伴う引用条項の改正を行うものであります。

次に、42ページ、43ページをお開き願います。

第3条についてであります。第83条は、さきに御説明申し上げました加熱式たばこの課税方式の段階的な移行のうち、平成32年10月1日に施行する第2段階から第3段階への改正について、第84条は、たばこ税の3段階での引き上げのうち平成32年10月1日施行の第1段階から第2段階への改正について規定するものであります。

次に、43ページ、44ページをごらんください。

第4条であります。第83条は、さきに御説明申し上げました加熱式たばこの課税方式の段階的な移行のうち、平成33年10月1日施

行の第3段階から第4段階への改正について、第84条は、たばこ税の3段階での引き上げのうち第2段階から第3段階への改正について規定するものであります。

次に、44ページから46ページをごらんください。

第5条であります。加熱式たばこの換算方式の段階的な移行のうち最終の第5段階に係る改正について規定するものであります。

次に、46ページから49ページをごらんください。

第6条は、平成27年5月開催の第459回臨時会で可決いただいた上山市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第16号）の一部改正についてであります。さきに御説明申し上げました旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げを平成31年10月1日に延期するための規定の整備を行うものであります。

続きまして、改正条例附則について御説明申し上げますので、49ページをお開き願います。

附則の第1条として、改正後の条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものであります。第1号で規定しております市たばこ税の税率引き上げの第1段階に係る規定、旧3級品の税率引き上げの延期に係る規定及びたばこ税の第1段階の引き上げに係る手持品課税の改正規定については平成30年10月1日から、第2号で規定しております控除対象配偶者から同一生計配偶者に改める部分の規定、市民税の申告の配偶者特別控除の申告要件等に係る規定及び租税特別措置法改正に伴う改正規定については平成31年1月1日から、第3号で規定しておりますわがまち特例の企業主導型保育施設及び緑地保全緑化推進法人の市民緑地に係る改正規定については平成31年4月

1日から、第4号で規定しております加熱式たばこの課税方式の移行の第2段階に係る改正規定については平成31年10月1日から、第5号で規定しております資本金1億円以上の法人の法人市民税の電子申告義務化に関する改正規定については平成32年4月1日から、第6号で規定しております加熱式たばこの課税方式の移行の第3段階及びたばこ税の第2段階の引き上げに関する改正規定については平成32年10月1日から、第7号で規定しております個人市民税の非課税措置の見直し及び基礎控除の見直しに係る改正規定については平成33年1月1日から、第8号で規定しております加熱式たばこの課税方式の移行の第4段階及びたばこ税の第3段階の引き上げに係る改正規定については平成33年10月1日から、第9号で規定しております加熱式たばこの課税方式の移行の第5段階に係る改正規定については平成34年10月1日から施行するものであります。

49ページから51ページをごらんください。

次に、附則第2条及び第3条は、市民税及び固定資産税に係る改正後の新条例の適用に関する経過措置等を定めたものであります。

51ページから56ページをごらんください。

附則第4条、附則第5条及び附則第6条は、平成30年10月1日施行の市たばこ税の改正に係る経過措置及び、さきに御説明いたしました手持品課税について、附則第7条及び附則第8条は、平成32年10月1日施行の市たばこ税の改正に係る経過措置及び手持品課税について、附則第9条及び附則第10条は、平成33年10月1日施行の市たばこ税に係る経過措置及び手持品課税について規定したものであります。

56ページをごらんください。

附則第11条及び附則第12条は、都市計画税及び国民健康保険税に係る改正後の新条例の適用に関する経過措置等を定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

○高橋義明議長 枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第35号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま7番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第35号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについてお尋ねします。

国の方針によって基礎課税額の限度額を現行の54万円から4万円引き上げて58万円にするというものですが、本市の限度額を超える世帯の割合について、医療給付費分で結構ですの

で、現行と改正後の割合をパーセントで結構ですので教えてください。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 限度額超過の世帯数は、現行で45世帯ありまして、全体に対する割合は1.05%になります。

改正後の世帯数については、まだ所得が確定しておりませんし、平成30年度は資産割がなくなり計算方法が変わりますので、データの抽出ができていないところでもあります。仮に、この45世帯分について所得など平成29年度と全く同じだと仮定した場合ですが、その場合、限度額が58万円に上がったとしても全ての世帯が該当することになります。

○高橋義明議長 守岡等議員。

○1番 守岡 等議員 国のほうでは、この限度額について被用者保険とのバランスを考慮して限度額を超える世帯の割合を下げていくという方針でいるようですけれども、被用者保険の限度額超過世帯といいますか、標準報酬月額の最高等級に該当する被保険者の割合ということで、大体0.5%から1.5%の枠内という基準を設けているということで、本市の限度額超過世帯がまずこの国の基準内におさまっているという理解でよろしいでしょうか。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 そのとおりです。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。井上学議員。

○2番 井上 学議員 個人市民税についてお聞きします。

非課税世帯の拡充ということで、市民負担が減るところはよしとするところなんですけれども、その前段の国で決めた部分でなんです、これによって、私の認識だと給与をもら

っている人に関してはプラス・マイナス・ゼロなのかと。個人事業といった給与所得控除がない人に関して控除額を10万円引き上げて税的負担は減るのかという、こういった認識でよろしいのかお聞かせ願います。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 井上議員の認識で間違いありません。

○高橋義明議長 井上学議員。

○2番 井上 学議員 了解しました。

それで、先ほど非課税のところ「市民負担が」というところでは言ったんですが、このことが理由で非課税世帯が拡充になったところが私は少しリンクできなかったもので、もしその点どういう経緯か、もう少し詳しくありましたらお示し願いたいと思います。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 こちらにつきましては、国のほうで給与所得控除あるいは公的年金控除から基礎控除へ振りかえになったことに伴う調整ということで行われております。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。谷江正照議員。

○5番 谷江正照議員 固定資産のわがまち特例の部分でございますが、太陽光の部分等いろいろ変化がございます。本市におけるこの施設の数とか、今後こういった施設ができる予定等あるのかどうか、つかんでいるか教えてください。

○高橋義明議長 税務課長。

○舟越信弘税務課長 太陽光発電につきましては、改正後は出力1,000キロワット以上ということでメガソーラーというかなり大規模なものになりますけれども、こちらについては、現在は適用されているものがございません。特

例の適用が、既に3年間の適用が終わっておりますので、この部分についてはありません。

現在、太陽光発電について平成30年度該当については6社ございます。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第35号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

## 日程第5 議第34号 平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）

○高橋義明議長 日程第5、議第34号平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第34号平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、現在、弁天地内で実施している温泉掘削工事に伴う周辺の既存源泉への影響を確認する調査に要する

経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ600万円を追加し、予算の総額を142億8,600万円とするものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○高橋義明議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第34号平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,600万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

19款繰越金は600万円を増額し、補正後の額を1億600万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では600万円を増額し、補正後の歳入合計を142億8,600万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページをごらんください。

4款衛生費は600万円を増額し、補正後の

額を8億3,473万2,000円とするものでありますが、1項保健衛生費の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では600万円を増額し、補正後の歳出合計を142億8,600万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。

4款衛生費1項保健衛生費3目保健衛生施設費は、600万円の増であります。温泉健康施設事業費で、弁天地内で掘削した温泉源泉において揚湯試験を実施したところ、周辺温泉施設で湯量の減少が見られたことから、現在掘削工事中の源泉を含む2本の源泉について、揚湯量と周辺源泉への影響を調査する近隣源泉影響調査を実施する必要が生じたため、委託料を新たに措置するものであります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

19款繰越金1項1目繰越金は600万円の増であります。前年度繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○高橋義明議長 高橋恒男議員。

○4番 高橋恒男議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第34号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 ただいま4番高橋恒男議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第34号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。

質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○7番 枝松直樹議員 市民からもお湯はその後出ているのかというような質問をたびたび受けます。きょうから議会報告会もありますし、各地区で質問が出るのが予想されますが、深いほうの源泉について揚湯試験の結果はいつわかるのでしょうか。

○高橋義明議長 健康推進課長。

○鈴木直美健康推進課長 深いほうの第1号源泉につきましては、現在工事は1,250メートルまで掘ってとめております。予定では、先週揚湯試験をする予定でしたが、現在、より多くのお湯を確保する準備が予定よりかかっておりまして、揚湯試験の結果は恐らく5月2日前後くらいにはわかるものと現時点では考えております。

○高橋義明議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 質疑はないものと認めます。次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第34号平成30年度上山市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

## 日程第6 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について外1件

○高橋義明議長 日程第6、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について及び日程第7、報告第2号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括して議題といたします。

報告を求めます。副市長。

〔塚田哲也副市長 登壇〕

○塚田哲也副市長 ただいま議題となりました報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分について御説明申し上げます。

平成30年2月15日午前9時10分ごろ、上山市宮脇地内において、公用車が停車してある上山市宮脇658番地905号高橋毅氏が所有する車両に接触した事故で、これにより生じた損害額2万4,840円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、市報配布業務のためスカイタワーを訪れた公用車が、駐車場に

停車中の車両に接触したもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

次に、報告第2号についてであります。平成30年3月2日午前6時40分ごろ、上山市泉川地内において、市所有の防球ネットが上山市金生東一丁目1番7号小山晃一氏が所有する車両に接触した事故で、これにより生じた損害額1万7,075円を賠償するため専決処分を行ったものであります。

事故の内容につきましては、損害賠償請求者の車が上山市立北中学校東側市道を北進中、強風により舞い上がった防球ネットが当該車両のドアミラーに絡まり破損させたもので、これにより生じた損害額を賠償するものです。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

○高橋義明議長 最後にお諮りいたします。

今期臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋義明議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○高橋義明議長 以上で今期臨時会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第484回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時52分 閉会



議 長 高 橋 義 明

會議録署名議員 浦 山 文 一

同 上 大 沢 芳 朋

同 上 佐 藤 光 義

